

災害による固定資産税の減免について

お問い合わせ 税務課 収納対策係 ☎ 0986-76-8804



台風・豪雨などにより田畑が流出するなどの被害を受けられた方については、被害の程度により固定資産税の減免制度があります。また地震による家屋の倒壊および火災による住宅・畜舎などの消失についても、同じく被害の程度により減免制度があります。該当事案が発生した際は、税務課までお問い合わせいただき、申請を行ってください。その後、現地調査を実施し調査の結果、災害減免の対象となった場合は、納期限日が到来していない期割額（税額）の範囲で減免の調整を行います。

7月の納期

- 固定資産税 2期
- 国民健康保険税 2期
- 介護保険料 2期
- 後期高齢者医療保険料 1期

※口座振替を利用されている方は7月31日に振替しますので、残高をご確認ください

【家屋・償却資産】

被害による価値の減額割合	減額または免除の割合
原型をとどめない (10 割減)	10 割
大修理要し 6 割以上減と認められる	8 割
4 割以上 6 割未満の減と認められる	6 割
2 割以上 4 割未満の減と認められる	4 割

【土地】

被害面積割合	減額または免除の割合
8 割以上	10 割
6 割以上 8 割未満	8 割
4 割以上 6 割未満	6 割
2 割以上 4 割未満	4 割

国民年金のはなし

保険料の免除申請について

【本庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805
 【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
 【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

年金の保険料を未納のままにしている方はいませんか。

気がついたら未納が増えて、どれを先に支払えばいいのかわからない。お金がなくて支払えないなど、そんなときはお近くの年金事務所か市役所の窓口にご相談してください。

支払いが難しい場合は免除や猶予といった制度もあります。退職や失業といった特別な事情がある場合は離職票や雇用保険受給資格者証を

持ってお越してください。特例が受けられる可能性があります。

それらの書類が無い場合も窓口で事情を説明してもらえれば大丈夫です。保険料は未納のまま放置せず、まずは一度ご相談ください。



鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
7月8日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅中央公民館 研修室	大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。